

障がい者総合相談会を開催します

障がいのある方が自分らしく安心して生活できるように、生活や就労などの各種相談に応じる相談会を開催します。「障害福祉サービスを受けてみたいけど、手続方法が分からない」「働いてみたいけど、どうしたらいいか分からない」という方はぜひお越しください。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため予約制(先着順)とさせていただきます。相談時間は一人当たり30分程度となりますので、希望される方は11月20日(金)までに町福祉保健課へお申し込みください。

日時 ● 11月26日(休)
午前9時30分～正午、午後1時～午後3時30分
会場 ● 美郷町中央ふれあい館(野中字下村)

対象者

- ・ 障害福祉サービスの利用を希望している方
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得を検討している方
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証をお持ちで、就職を希望している方
- ・ 発達障害、高次脳機能障害、難病等で就職を希望している方

相談対応機関

午前 秋田県南障害者就業・生活支援センター、サンワークネット横手、相談支援事業所あいなび、町福祉保健課
午後 大曲公共職業安定所、就労支援センターグリーン、かくまがわ、地域生活支援センターのぞみ、町福祉保健課

千屋南部地区の民生児童委員が代わりました

民生児童委員は「地域の最も身近な相談役」として、生活上の悩みや心配事の相談に応じています。相談の内容や個人の秘密は守られますので、お気軽に声をお掛けください。

担当区域	氏名	電話番号
千屋南部	深澤典子	0187(85)3815



申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

高齢者世帯等の雪下ろし費用の一部を助成します

冬期間の安心・安全の確保と経済的負担を軽減するため、自力で雪下ろしが困難な高齢者世帯等を対象に雪下ろしに係る費用の一部を助成します。

対象世帯 ● 申請日において美郷町の住民基本台帳に記録されており、次の①から⑥の要件をすべて満たす世帯

- ①美郷町内に自らが居住するための住居を有し、現に居住していること
- ②次のいずれかの方のみで構成される世帯であること
 - ・ 70歳以上の方
 - ・ 要介護の認定を受けている方
 - ・ 要支援の認定を受けている方で、民生児童委員等が特に必要と認めた方
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
- ③近親者等の援助を受けることが困難であること
- ④他の者の扶養となっていないこと

- ⑤原則、本人の持家であること
※車庫、小屋、空き家等は対象外となります。
※2親等以内の親族から無償で借りている家屋の場合は対象となります。
- ⑥当該年度の町民税非課税世帯であること
※生活保護世帯は当事業の対象外となります。

申込方法 ● 町福祉保健課または民生児童委員宅に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、「家屋の写真」を添付してお申し込みください。
※写真の添付が難しい場合は、写真撮影のために町職員がご自宅へ伺います。

注意事項

- ・ この事業は毎年申し込みが必要です。
- ・ 申請書類の確認後に「決定通知書」と「雪下ろし登録事業者名簿」を送付しますので、この名簿に掲載されている事業者へ雪下ろし作業を依頼してください。
- ・ 作業依頼は申込者が直接行ってください。

助成内容

作業区分	対象経費および助成率	1回あたりの助成上限額	年間の利用回数
雪下ろし	作業賃金の2分の1	1万5,000円	2回まで
排雪	排雪車運転費用の2分の1	1万円	2回まで(雪下ろしとセット)

申・問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

